



「雇用保険料率改正案」

平成28年4月1日以降の失業等給付の雇用保険料率を労働者負担・事業主負担ともに1/1000 ずつ引き下げるための法律案が、国会に提出されています。併せて、雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)を平成28年4月1日から0.5/1000 引き下げる予定です。

法律案の内容が修正されずに国会で成立した場合は、下表のとおりとなります。



★ 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率 ★

負担者 事業の種類	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 雇用保険料率
一般の事業	4/1000	7/1000	11/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	13/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	14/1000

★その他の改正案

I 育児休業・介護休業等に係る制度の見直し

- 多様な家族形態・雇用形態に対応するため、
 - 育児休業の対象となる子の範囲の拡大(特別養子縁組の監護期間にある子等)
 - 育児休業の申出ができる有期契約労働者の要件(1歳までの継続雇用要件等)の緩和等を行う。
- 介護離職の防止に向け、
 - 介護休業の分割取得(3回まで、計93日)
 - 所定外労働の免除制度の創設
 - 介護休暇の半日単位取得
 - 介護休業給付の給付率の引上げ[賃金の40%→67%]等を行う。

II 高齢者の希望に応じた多様な就業機会の確保及び就労環境の整備

- 65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用の対象とする。
(ただし、保険料徴収は平成31年度分まで免除)
- シルバー人材センターにおける業務について、
都道府県知事が市町村ごとに指定する業種等においては、
派遣・職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする。

III 他に

- 妊娠した労働者等の就業環境の整備
妊娠、出産、育児休業・介護休業等の取得等を理由とする上司・同僚等による就業環境を害する行為を防止するため、事業主に雇用管理上必要な措置を義務づける。
- 雇用保険の就職促進給付の拡充
 - 失業等給付の受給者が早期に再就職した場合に支給される再就職手当の給付率を引き上げる。
支給日数：1/3以上を残した場合 残日数の50%→60%
2/3以上を残した場合 残日数の60%→70%
 - 「求職活動支援費」として、
求職活動に伴う費用(例：就職面接のための子の一時預かり費用)
について新たに給付の対象とする。

★施行予定期日

平成28年4月1日 ただし、I-2-④については同年8月1日、
I-2-④以外、II-1.、IIIについては平成29年1月1日